

亀山市告示第136号

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月7日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱（令和3年亀山市告示第154号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業</u>を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び当該事業を継続的に実施するための体制の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「<u>新型コロナ</u></p>	<p><u>亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金交付要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、<u>新型コロナウイルス感染症対策支援事業</u>を実施する民間保育所等に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、民間保育所等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び当該事業を継続的に実施するための体制の整備を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において「<u>新型コロナ</u></p>

ウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業とは、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5保育環境改善等事業実施要綱第3項第2号⑧に規定する新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業をいう。

[2 略]

（補助金の名称）

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を実施する民間保育所等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の補助金の交付の対象となる年度の4月1日時点における認可定員数に応じ、当該各号に定める額

ウイルス感染症対策支援事業とは、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3項第2号の⑧に掲げる新型コロナウイルス感染症対策支援事業をいう。

[2 略]

（補助金の名称）

第3条 この告示により交付する補助金は、亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施する民間保育所等とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、新型コロナウイルス感染症対策支援事業に要した費用の額から寄附金の額その他市長が認めた収入額を控除して得た額（その額が、次の各号に掲げる民間保育所等の補助金の交付の対象となる年度の4月1日時点における認可定員数に応じ、当該各号に定める額を超える場合は、当該

<p>を超える場合は、当該額)を限度として、予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>[ (1) ~ (3) 略]</p>	<p>額)を限度として、予算の範囲内において市長が定める。</p> <p>[ (1) ~ (3) 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市民間保育所等新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に実施した新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業について適用する。